

(2) 乗合バスが自転車乗りを轢いた事故

11月9日(土)午後10時10分頃、東京都において、都内に営業所を置く乗合バスが乗客10名を乗せて運行中、自転車乗りを轢いた。

この事故により、当該自転車乗りが死亡した。

事故現場は、片側2車線で事故当時、当該乗合バスが第2車線を走行中、第1車線を走行していた乗用車が自転車と接触し、撥ね飛ばされた自転車乗りが当該乗合バスの下に入り込み轢いた模様。

(3) 自家用有償バスが歩行者を撥ねた事故

11月13日(水)午前10時30分頃、山形県において、同県にある自家用有償バスが乗客1名を乗せて運行中、歩行者を撥ねた。

この事故により、当該歩行者が死亡した。

事故現場は歩道のある直線道路で、事故当時、当該歩行者は積雪した歩道を避けるため、車道の左端を手押車を押しながら歩いていたところ、背後から撥ねられた模様。

(4) タクシーが歩行者を撥ねた事故

11月8日(金)午前1時45分頃、大阪府において、府内に営業所を置くタクシーが空車で走行中、道路を横断中の歩行者を撥ねた。

この事故により、当該歩行者が死亡した。

事故現場は、片側2車線の見通しのよい直線道路で、事故当時、当該タクシーは第2車線を走行中、前を走っていた乗用車がブレーキを踏み減速したため、第1車線に車線変更し当該乗用車の横を通過しようとしたところ、当該乗用車の横から道路を横断してきた当該歩行者を発見し、ブレーキを踏んだが間に合わず撥ねた模様。

(5) タクシーが海に転落した事故

11月12日(火)午前8時30分頃、北海道において、道内に営業所を置くタクシーが空車で走行中、岸壁から海に転落した。

当該タクシーの運転者は自力で脱出し、病院に運ばれたがケガはなかった。

事故現場は、港湾施設内で、事故当時、当該タクシーの運転者が岸壁でUターンをしようとしたところ、運転操作を誤り転落した模様。

(6) タクシーが降車客を撥ねた事故

11月14日(木)午後0時頃、大阪府において、府内に営業所を置くタクシーが降車した乗客1名をバックで撥ねた。

この事故により、当該乗客が死亡した。

事故当時、当該タクシーがバックで停車し、料金の収受を行っている間に乗客3人のうち1名がトランクから荷物を下ろし終えて当該車両の後方におり、当

該運転者は料金の収受が終了したため、発進したところ、当該車両はバックギヤのままで停車していたため、当該車両がバックし後方にいた乗客を撥ねた模様。



【2. 自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました！】

「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」の報告（平成25年4月公表）を踏まえ、自動車運送事業の監査方針及び自動車運送事業者に対する行政処分等の基準を定めた通達が改正されました。

これにより、悪質な法令違反の疑いがある事業者に対して優先的・集中的に監査を実施し、当該違反が確認された場合には事業停止とする等実効性のある処分の実施を図ってまいります。

また、一方で軽微な違反として警告にとどめる範囲を拡大し、効率的・効果的な監査の実施を図ってまいります。

新監査方針は10月1日から施行、新処分基準は11月1日から施行されます。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

→ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/baseline.html>



【3. 事業用自動車の運転者の健康状態の確認等安全管理の徹底について】

平成25年7月5日

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）では、旅客自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病等の理由により安全な運転をすることができないおそれのある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならないと規定するとともに、乗務しようとする運転者に対して、点呼を行い、疾病等の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認しなければならないことが規定されています。

このような関係法令の遵守や自主的な取組みの励行については、これまでも通達等を発出し、対策の実施をお願いしてきたところですが、そのような状況にも関わらず、引き続き運転者の健康面での問題に起因する事故が依然として発生している状況にあります。

具体的には、平成25年7月1日、三重県亀山市の東名阪自動車道において、貸切バスが乗客31名を乗せて運行中、当該バスの運転者が突然意識を失い、蛇行走行しながらガードレール、側壁に衝突し、乗客3名がハンドル、ブレーキ操作等を行い停止させた事故が生じています。

また、平成25年7月4日、宮城県蔵王町の東北自動車道において、高速乗

【3. 関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について】

平成24年4月29日に発生した関越道高速ツアーバス事故を受けて、国土交通省自動車局では、以下の各検討会を設置し、学識経験者等のご意見を踏まえながら対策の検討を進めて参りました。

今般、各検討会の検討結果を踏まえ、今後2年間にわたり、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を実施することとし、平成25年4月2日に公表しましたのでお知らせ致します。

(各検討会)

- ・「バス事業のあり方検討会」
- ・「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ」
- ・「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」
- ・「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」

→ http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_002069.html



【5. 高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について】

平成25年3月26日(火)に開催された「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」の結果を踏まえ、交替運転者の配置基準に関し、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部を改正しましたのでお知らせします。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000134.html



【6. 運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました！】

【訂正とお詫び】

新たに義務付け対象となった安全管理規程及び安全統括管理者選任の届出日を「平成26年10月6日まで」と記載しておりましたが「平成26年1月6日まで」の誤りでしたので訂正するとともに、お詫び申し上げます。

平成25年4月に策定された「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」に基づき、従来200両以上のバス車両を有する事業者のみに義務付けられていた安全管理規程の届出等が、平成25年10月1日から、全ての貸切バス事業者及び貸切委託運行の許可を受けた乗合バス事業者にも義務付けられました。

2. 補助事業の内容

補助対象事業者、補助対象機器、申請方法等補助制度の内容につきましては、国土交通省のホームページの以下のページに掲載されております。

→ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/enzen/jikoboushi.html>



【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車局安全政策課

* このメルマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp >までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/enzen/enzenplan2009/faq.html> ）

【参考】

* 自動車局ホームページ

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html> ）

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付 （ www.mlit.go.jp/RJ/ ）

・ フリーダイヤル受付 0120-744-960

（平日9:30～12:00 13:00～17:30）

・ 自動音声受付 03-3580-4434（年中無休・24時間）

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

